

仕様書

1. 件 名 無線ネットワークの端末認証の自動化に係る環境整備

2. 目 的

本件は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「当機構」という。）が運用する無線ネットワークシステムにおいて、ユーザの利便性及びセキュリティの向上を目的とし、新規購入端末の導入時に必要となる認証を自動化するための環境整備を行うものである。

3. 納 期 令和9年3月31日

4. 履行場所 千葉県千葉市稲毛区穴川4-9-1 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
※提出書類等の納品先を示すものであり、作業場所は当機構と協議のうえ決定する。

5. 作業内容 別紙「詳細仕様書」に記載。

6. 必要な能力・資格

- (1) 受注者は、次の資格を有すること。なお、資格の有効期限が本件の納期以前の場合は、資格の更新をすることを確約すること。
 - (ア) プライバシーマーク（Pマーク）
 - (イ) ISO9001認証
 - (ウ) ISMS認証（ISO/IEC27001）
 - (エ) ITSMS認証（ISO/IEC20000）
- (2) 受注者は、官公庁ならびに独立行政法人、または複数の拠点を有し当機構と同等の規模（2,600名の利用者規模）ならびに複雑性を有するネットワーク（7拠点以上の拠点間ネットワーク）を運用する組織において、認証機能を備えたネットワークの設計・構築経験を有すること。
- (3) 受注者は、官公庁ならびに独立行政法人、または複数の拠点を有し当機構と同等の規模（2,600名の利用者規模）ならびに複雑性を有するネットワークを（7拠点以上の拠点間ネットワーク）運用する組織において、認証機能を備えたネットワークの運用経験を有すること。
- (4) 受注者は、研究機関等の大規模研究施設におけるネットワークシステムの設計と構築、または運用支援業務の実績を有すること。
- (5) 本件の履行にあたり、情報処理推進機構が定めるネットワークスペシャリスト、情報処理安全確保支援士を有する者を各1名以上が本件に参画すること。

7. 提出図書

下記の書類を提出すること。使用言語は日本語とする。

No.	図書名	提出時期	部数
1	作業工程表	契約後速やかに	1部

2	再委託承諾願 (当機構指定の様式)	契約後速やかに	1 部
3	設計書	検査着手前	1 部
4	パラメータシート	検査着手前	1 部
5	動作確認試験実施成績書	検査着手前	1 部
6	作業報告書 ※運用方針策定・運用手順の整理結果を含む	納品時	1 部

(提出場所) 当機構 本部 情報基盤管理部 IT 企画課

(提出時の注意点)

- 提出図書は電子ファイルも提出すること。電子ファイルは Microsoft Word 形式あるいは Microsoft Excel 形式のファイルと、PDF 形式ファイルを提出すること。
- 提出図書は使用を本件に関連する業務における利用に制限をした上で、関係者へ共有する場合があるため、必要に応じて支障のない状態で提出すること。
- 全ての提出図書をファイルに綴じ、表紙と目次をつけたものを完成図書として納入時に 1 冊提出すること。また、全ての書類の電子ファイルを、提出後に内容の変更または追記ができない媒体（CD-R、DVD-R 等）の記録媒体に収めたものを、上記の完成図書と共に提出すること。

8. 検査条件

別紙「詳細仕様書」に示す作業完了後、本仕様書の第 7 項「提出図書」の完納ならびに仕様書に定めるところにしたがって作業が実施されたことを当機構が認めたときに検査合格とする。

9. 支給品及び貸与品

- (1) 本件の履行にあたって必要な当機構のネットワーク設定情報および設計資料を参照可能とする。
- (2) 当機構のネットワークへの接続が必要な場合は当機構資産の端末を貸与する。なお、貸与にあたっては事前に当機構担当者へ相談をすること。
- (3) 支給品及び貸与品については、契約条項のとおりとする。なお、当機構が支給品及び貸与品の所在等の確認を求めた場合には、受注者はこれに協力するものとし、紛失等の異常時には速やかに報告することとする。

10. 適用法規・規程等

- (1) 当機構が定める情報セキュリティ対策基準および関連する規程

11. その他

- (1) 受注者は、当機構が量子科学技術の研究・開発を行う機関であり、高い技術力及び高い信頼性を社会的に求められていることを認識するとともに、当機構の規程等を順守し、安全性に配慮しつつ業務を遂行しうる能力を有する者を従事させること。

- (2) 受注者は、本件業務を実施することにより取得したデータ、技術情報、成果その他のすべての資料及び情報を当機構の施設外において、発表若しくは公開することはできない。ただし、あらかじめ書面により当機構の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (3) 受注者は、異常事態等が発生した場合、当機構の指示に従い行動するものとする。
- (4) 受注者は、当機構の情報セキュリティポリシーを遵守すること。
- (5) 受注者は、本件で取得した当機構の情報を、当機構の許可なしに本件の目的以外に利用してはならない。本件の終了後においても同様とする。
- (6) 受注者は、本件で取得した当機構の情報を、当機構の許可なしに第三者に開示してはならない。本件の終了後においても同様とする。
- (7) 本件の履行に当たり、受注者は従業員又はその他の者によって、当機構が意図しない変更が加えられることのない管理体制を整えること。
- (8) 本件の履行に当たり、情報セキュリティ確保の観点で、受注者の資本関係・役員等の情報、本件の実施場所、業務を行う担当者の所属・専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等)・実績及び国籍に関する情報を求める場合がある。受注者は、これらの要求に応じること。
- (9) 本件に係る情報漏えいなどの情報セキュリティインシデントが発生した際には、速やかに当機構担当者に連絡し、その指示の元で被害拡大防止・原因調査・再発防止措置などを行うこと。
- (10) 受注者は、当機構から本件で求められる情報セキュリティ対策の履行状況を当機構からの求めに応じて確認・報告を行うこと。またその履行が不十分である旨の指摘を受けた場合、速やかに改善すること。
- (11) 受注者は、機器、コンピュータプログラム、データ及び文書等について、当機構の許可無く当機構外部に持ち出してはならない。
- (12) 受注者は、本件の終了時に、本件で取得した情報を削除又は返却すること。また、取得した情報が不要となった場合も同様とする。
- (13) 本件で作成された著作物(マニュアル、コンピュータプログラム等)の所有権は、当機構に帰属するものとする。
- (14) 本件の履行に当たり、その業務の一部を再委託するときは、軽微なものを除き、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び金額等について記載した書面を当機構に提出し、承諾を得ること。その際受注者は、再委託した業務に伴う当該相手方の行為について、当機構に対しすべての責任を負うこと。

12. 総括責任者

受注者は本契約業務を履行するに当たり、受注者を代理して直接指揮命令する者(以下、「総括責任者」という。)及びその代理者を選任し、次の任務に当たらせるものとする。

- (1) 受注者の従事者の労務管理及び作業場所での指揮命令
- (2) 本契約業務履行に関する当機構との連絡及び調整
- (3) 従事者の規律秩序の保持並びにその他本契約業務の処理に関する事項

13. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、O A 機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

14. 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、当機構と協議のうえ、その決定に従うものとする。

（要求者）

部課名： 本部 情報基盤管理部 IT 企画課

氏 名： 藤瀬 大助

詳細仕様書

1. 一般事項

当機構の無線ネットワークシステムにおいて、既設機器の稼働環境の調査を行い、当機構が提示する方針を元に、無線ネットワーク環境の改良を実現可能とする運用方針策定・整理を実施すること。また、策定した運用方針を実現するためのシステム調整・構築を併せて行うこと。詳細を以下に示す。

2. システム調整、構築の範囲

(1) 当機構の無線ネットワークシステムの運用整備の実施

- ・ ユーザ及び端末の新規利用開始に向けた運用方針やフローの策定
- ・ 当機構の規定に則った端末の管理方針策定
- ・ 初回接続時のセキュリティ担保方針の策定
- ・ 論理分割したネットワーク利用によるキッティング時のセキュリティ強化
- ・ 運用手順の整理
- ・ 有線区間におけるネットワークの構成およびセキュリティに関する設計を含めることとする

(2) 運用実現のためのシステム設計、構築作業の実施

- ・ 認証、認証局、DHCP、ワークフローのためのシステムの設計および構築
- ・ 本部（千葉地区）における本件の対象範囲以外の全ての建屋、および当機構の各拠点への展開を見据えた設計とすること
- ・ 当機構が指定する無線ネットワークとは別に、論理的に分割された端末の登録・認証を行うネットワークを構築すること（以下、「認証ネットワーク」と呼ぶ）
- ・ 認証ネットワークで認証された端末は、当機構が指定する無線ネットワークに接続ができること
- ・ 当機構が定める「情報セキュリティ対策基準」に則った設計とすること

(3) 運用方針策定と整理の提供範囲および機器の調整対象

- ・ 本部（千葉地区）の任意の範囲とする
- ・ 運用方針策定と整理の内容は、全国の他の拠点との接続を留意したものとする

(4) 導入機器等

本整備に際し、以下の装置を導入・構築すること。構築後は、動作確認を実施し、動作確認実施成績書に確認結果を記載すること。

(ア) 認証機器

① 機種

一式

Account@Adapter（相当品可）

② 構成

冗長構成

③ ライセンス 可能

200 ライセンス以上

2028 年 3 月末まで利用

④ オプション 可能	DHCP オプション	2028 年 3 月末まで利用
⑤ 機器保証 可能	オンサイト交換（9 時～17 時）	2028 年 3 月末まで対応
(イ) ネットワークスイッチ 一式		
① 機種	ApresiaNP3000-24T8X4Q（相当品可）	
② ライセンス 可能	L3 ライセンス	2028 年 3 月末まで利用
③ 機器保証 可能	オンサイト交換（9 時～17 時）	2028 年 3 月末まで対応

(5) 既設機器および設定等について

(ア) 無線アクセスポイント機器等の（4）に示す本件に含まれる導入機器以外は、既設もしくは当機構が提供する機材を利用、調整するものとする

(イ)（4）に示す本件に含まれる導入機器以外の、既設機器の設定変更作業は当機構が実施するが、設計・設定内容については受注者が検討し、当機構担当者と協議したうえで決定すること

以上